

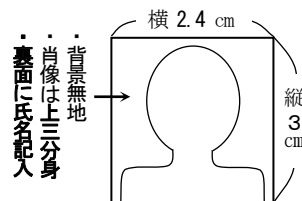
玉掛け技能講習

この講習は岩手労働局長登録機関(登録番号48-1030)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。
 つり上げ荷量1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就くときは、玉掛け技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。(クレーン運転士などの資格のみでは荷掛け、荷はずしはできません)
 この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。
 つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

- ★ 日 時 (1) 学科 令和3年 2月1日(月)・2日(火) 8:50~16:30 (受付8:30)
 (2) 実技 1回目 令和3年 2月3日(水) 7:50~18:00 (受付7:45) (20名)
 2回目 令和3年 2月4日(木) 7:50~18:00 (受付7:45) (20名)
 ※遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので集合時間は厳守して下さい。
 ★ 会 場 (公財)岩手労働基準協会・研修センター ◎駐車場あり 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-1076
 ★ 受講資格 18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)
 ★ 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。
 ★ 受講料等 【全科目受講者】 25,850円 (消費税10%込) (受講料 24,200円 テキスト代 1,650円)
 【一部免除者】 23,650円 (消費税10%込) (受講料 22,000円 テキスト代 1,650円)
 ★ 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

免除科目

- (1) クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。
 (イ) 学科 →クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
 (ロ) 実技 →クレーン等の運転のための合図
 ★ 申込締切日 1月12日(火) 予定募集定員40名
 締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
 申込者が少ない場合や気象状況等により講習を中止する場合があります。
 ★ キャンセルの取扱 1月25日(月)以降のキャンセル及び欠席についての受講料はお返しできません。
 ★ 申込方法 空き状況を確認のうえ、裏面の「受講申込書」により受講料・テキスト代・写真1枚(上図参照。鮮明なもの)を添えてお申し込み下さい。
 また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。(申込書、写真等は郵送又は窓口にご持参願います。)
 申込、キャンセル等のお問い合わせは、月曜日～金曜日(休・祭日除く)の8:30~17:00にお願いいたします。



〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-1076 FAX 019-681-1018

※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

岩手銀行本店(普) 0442786 (公財)岩手労働基準協会盛岡支部

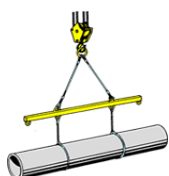
★ カリキュラム

1日目	2日目	3日目
8:50~9:00 初エンタシオン	8:50~9:00 初エンタシオン	7:50~8:00 初エンタシオン
9:00~10:00 クレーン等に関する知識	9:00~14:25 クレーン等の玉掛けの方法	8:00~16:00 実技
10:05~13:55 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	14:30~15:30 関係法令	運転のための合図
14:00~16:30 クレーン等の玉掛けの方法	15:30~16:30 学科試験	クレーン等の玉掛け
		16:00~18:00 実技試験

※終了時間は試験の状況により前後します。

※ 休憩(1日目) 10:00~10:05、昼食 12:00~12:50、休憩 13:55~14:00 (2日目・3日目) 10:00~10:05、昼食 12:00~12:50、休憩 14:25~14:30

- ★ その他 (1) 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参下さい。
 (2) 筆記用具・電卓を必ずご持参下さい(試験時は、鉛筆・消しゴム使用。電卓機能付携帯電話は使用不可。)
 (3) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 (4) 雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。
 (5) 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意下さい。
 (6) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、革手袋、安全靴等服装を整えて下さい。
 (7) 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。
 (8) 昼食をご持参下さい。(会場周辺にはコンビニ・飲食店があります)
 (9) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承ください。



玉掛け技能講習 受講申込書

No. _____

※実技講習日は原則申込書提出順となります。
(特に希望があれば、いずれかに○印をつけて下さい。)

※協会使用欄

学科 令和 3年 2月 1日(月)・2日(火)

実技
1回目：令和 3年 2月 3日(水)
2回目：令和 3年 2月 4日(木)

実施管理者	原本確認	免除要件確認

ふりがな		生年	昭 和	年	月	日
氏 名		月 日	平 成			
現 住 所	(番地まで詳しくご記入下さい) 〒 — TEL () () ()					

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤 務 地	所 在 地	〒 — TEL () () ()			
	事業場名 代表者名			担当者名 内 線()	
※該当箇所に○印 をお付け下さい。		(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日
		受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署) _____

当日連絡できる電話番号 (— —)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受講一部免除申請書

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄		※必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付してください。
※ 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。 (1)クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。 (2)床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。 ※ 受講一部免除申請者は、該当する運転士免許証、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、 原本確認のため受講当日に必ずご持参下さい。 (学科講習期間内で確認出来ない場合は一部免除の対象にはなりません)		
〈記入に際しての注意事項〉 1)氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可) 2)忘れずに 担当者名 をご記入下さい。 3)申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。		